

みやぎ広域スポーツセンター市町村・総合型クラブ支援業務
講師派遣及びアスリート派遣事業実施要綱

(目的)

第1 地域住民のスポーツ活動を支え、スポーツを通じた地域コミュニティを構築するための活動拠点となる総合型地域スポーツクラブ（以下「総合型クラブ」という）の創設には、各地域住民に向けた啓発や合意形成が不可欠である。また、総合型クラブ創設後においても、地域住民とのかかわりを深め、総合型クラブを円滑に運営するための努力や改善が必要である。

そこで、県内の総合型クラブ設立準備団体、総合型クラブ未設置の市町村や市町村体育・スポーツ協会、および県内で活動中の総合型クラブに対して、専門性を有する有識者やアスリート等の実践者を講師として派遣することにより、県内の総合型クラブの創設推進及びクラブ運営の充実を図ることを目的とする。

(講師・アスリート派遣対象)

第2 派遣対象は、次に掲げるものとする。ただし、総合型クラブ設立準備団体、および準備委員会等を設置している総合型クラブ未設置市町村を優先する。

- (1) 市町村
- (2) 市町村体育・スポーツ協会
- (3) 既設の総合型クラブ
- (4) 総合型クラブ設立準備団体

(講師・アスリート派遣内容)

第3 派遣内容は、次のとおりとする。

- (1) 総合型クラブ設立のための勉強会・研修・プレ事業等
- (2) 総合型クラブ会員を対象とした研修や実技指導、総合型クラブスタッフの研修（運営、経営、資質向上）等
- (3) プロスポーツ団体を活用した事業等

(アスリートの定義)

第4 アスリートとは以下を原則とする。

- (1) 現・元プロスポーツ選手・監督・コーチ
- (2) 現・元日本代表選手・監督・コーチ
- (3) プロスポーツチーム関係者
- (4) その他協議の上、アスリートと認められる者

(講師・アスリートの派遣)

第5 講師及びアスリートの派遣は、次のとおりとする。

- (1) 派遣申請の内容を審査し、派遣決定の通知をする。
- (2) 講師・アスリート派遣に係る旅費及び謝金以外は、派遣先団体が準備する。
- (3) 派遣に係る謝金は、別に定める報酬支給基準に依り審査し決定する。基準を超える場合は、申請団体が負担するものとする。
- (4) 派遣先団体は、事業終了後に実施報告を1週間以内に提出する。

(その他)

第6 この要綱に定めのあるもののほか、「講師派遣及びアスリート派遣事業」の実施に関して必要な事項については別に定める。

附 則

- この要綱は、平成20年9月 1日から施行する。
- この要綱は、平成22年4月 1日から施行する。
- この要綱は、平成23年4月 1日から施行する。
- この要綱は、平成24年4月 1日から施行する。
- この要綱は、平成25年5月24日から施行する。
- この要綱は、平成31年4月 1日から施行する。
- この要綱は、令和 2年4月 1日から施行する。
- この要綱は、令和 4年4月 1日から施行する。